

申請（倉庫事業者）の手引き

◆◆内容を必ず熟読してください◆◆

（令和7年4月1日現在）

【申請先（問合せ先）】秋田県産業労働部商業貿易課

秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎3階

TEL：018-860-2218

FAX：018-860-3887

メール：com-tra@pref.akita.lg.jp

物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金（以下、補助金という。）の交付については、物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金交付要綱（以下、要綱という。）の規定によるほか、この手引きの定めるところによります。

1 補助事業の概要

（1）目的

エネルギー価格高騰により厳しい経営環境に直面している県内物流事業者に対し、運営費高騰分の一部を支援することにより、県内物流機能の維持を図る。

（2）補助対象者

倉庫業法第2条（昭和31年法律第121号）第2項に定める倉庫業。

【参考：倉庫業登録申請の手引き（東北運輸局）】

○倉庫業法第2条第2項：「倉庫業」とは、寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業をいう。

○倉庫業法第3条：倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（3）補助対象

県内において国に登録されている倉庫に係る運営費。ただし、令和6年4月～令和7年3月の期間に倉庫事業の用に供する倉庫の運営費に限ります。

（4）補助金の額（補助対象倉庫に係る運営費）

- ① 別表に定める倉庫区分ごとに、1単位あたり単価に対象倉庫の登録面積または登録容積を乗じた金額の合計で、1,000円未満を切り捨てて算出した金額となります。

- ② 倉庫の区分は倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第3条に定める倉庫の種類によるものとしますが、ここでいう定温倉庫とは、1類倉庫のうち、米等穀物の品質管理を目的に、年間を通じて一定の温度管理を要する倉庫をいいます。

（別表）

補助事業	区 分	単 位	1単位 あたり 単 価
倉庫業者支援	常温倉庫 （一類倉庫、二類倉庫、 三類倉庫、 トランクルーム、 危険品倉庫）	登録面積 1 m ²	60円
	定温倉庫	登録面積 1 m ²	90円
	冷蔵倉庫（冷蔵倉庫C級）	登録容積 1 m ³	150円
	冷凍倉庫（冷蔵倉庫F級）	登録容積 1 m ³	270円

2 申請手続き

（1）提出書類について

- ① 交付申請書（様式第1号の2）
- ② 補助対象倉庫の一覧表（様式第2号の2）
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ 「ホワイト物流」推進運動に係る持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言
（宣言済みの企業のみ）
- ⑤ 請求書（様式第5号）
- ⑥ 補助金振込先となる通帳の見開き写し

※要綱及び様式は秋田県ホームページからダウンロードできます。

※提出書類は、申請者にて控え（コピー等）を保管してください。

(2) 交付申請書について

①一覧表への入力について

「様式第2号の2」へ国に登録済みの倉庫を入力してください。

※登録倉庫の「面積・容積」が不明の場合は県商業貿易課へお問い合わせください。

常温倉庫	2,468	面積 (㎡)	冷蔵倉庫	246	容積 (㎡)
定温倉庫	2,468	面積 (㎡)	冷凍倉庫	246	容積 (㎡)

下の表「種別」欄及び「面積・容積」欄に入力すると自動計算します。

番号	種別	倉庫の名称	面積・容積	単位
1	常温	第一常温倉庫	1,234	㎡
2	常温	第二常温倉庫	1,234	㎡
3	定温	第一定温倉庫	1,234	㎡
4	定温	第二定温倉庫	1,234	㎡
5	冷蔵	第一冷蔵倉庫	123	㎡
6	冷蔵	第二冷蔵倉庫	123	㎡
7	冷凍	第一冷凍倉庫	123	㎡
8	冷凍	第二冷凍倉庫	123	㎡
9				0
10				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0

プルダウンから「常温」「定温」「冷蔵」「冷凍」を選択してください。

国に登録している倉庫の名称を正確に記入してください。
※倉庫業登録申請書に記載した倉庫の名称

国に登録している倉庫の面積・容積を記入してください。
※倉庫明細書、冷蔵施設明細書に記載した面積・容積

②交付申請額について

「様式第1号の2」の交付申請額をご確認ください。

(常温)	1㎡あたり	60円	×	2,468	㎡	小計	148,080	円
(定温)	1㎡あたり	90円	×	2,468	㎡	小計	222,120	円
(冷蔵)	1㎡あたり	150円	×	246	㎡	小計	36,900	円
(冷凍)	1㎡あたり	270円	×	246	㎡	小計	66,420	円
交付申請額			合計	473,000				円

・sheet「様式第2号の1」へ入力すると、自動計算されます。台数や小計、交付申請額(合計)をご確認ください。

(3) 提出方法

申請書類は、申請先宛てに郵送またはご持参ください。

《注意事項》

- ・ 郵送の場合、簡易書留、レターパックプラスなどの送達を確認できる方法で送付してください。
- ・ 交付申請は、原則事業者 1 回限りとなります。複数の営業所及び支店等がある場合は、本社がまとめて申請してください。

3 申請期間について

(申請期間) 令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 6 月 3 0 日

4 補助金の支給について

補助金は交付決定後、請求書(様式第 5 号)に記載のある口座へ口座振替により支給します。